



平成 23 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博
(コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ)
問 い 合 わ せ 先 取締役最高財務責任者 梶川 朗
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

BB モバイル株式会社が当社向けに発行した優先株式などの売却について

当社は、本日、当社親会社であるソフトバンク株式会社（本社：東京都港区、代表者：孫 正義、以下「ソフトバンク」という）の連結子会社である BB モバイル株式会社（本社：東京都港区、代表者：孫 正義、以下「BBM」という）が当社向けに発行した優先株式および新株予約権をソフトバンクに売却する旨の売買契約書を、ソフトバンクとの間で締結いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 売買契約の内容

(1) 当社がソフトバンクへ売却する資産

- ・ BBM が当社向けに発行した優先株式（600,000 株）
- ・ BBM が当社向けに発行した新株予約権（98 個）

(2) 売却価格

上記（1）の売却価格として 1,200 億円

なお、売却価格に加えて売買実行日から入金予定日までの期間の利息相当額を当社が受け取ることであります。

(3) 日程

契約締結日：平成 23 年 1 月 25 日

売買実行日：平成 23 年 1 月 28 日

入金予定日：平成 25 年 3 月末（予定）

2. 本件取引の目的

当社は平成 18 年 4 月に、BBM への出資を通じてソフトバンク携帯電話のポータルサイトとして全面的にサービスおよびコンテンツを提供することで、PC とモバイルの利用者に対してシームレスな環境を構築し、これまでにない革新的なモバイルサービスの実現を目指してきました。これらの革新的なモバイルサービスについては、ソフトバンク携帯電話における「Y!ボタン」の搭載や、「Yahoo!ケータイ」の提供ならびに iPhone™ などのスマートフォン向けのサービスや各種アプリケーションの提供を通じて実現してまいりました。これらモバイルサービスの実現は、当社のモバイル経由のページビュー数の飛躍的な増加につながり、新たな広告媒体として当社の企業価値の向上に貢献し、当初の出資目的を達成したことから、今般、当社が保有している BBM の優先株式および新株予約権を取得価額にてソフトバンクに売却することといたしました。これにより、当社の資産の安全性・流動性を向上させることができます。

3. 当社の連結財務諸表に与える影響

本件取引により、これまで連結貸借対照表に計上していた投資有価証券を長期未収入金として計上する予定です。なお、本件による本日（平成 23 年 1 月 25 日）発表の平成 23 年 3 月期連結業績予想への影響はありません。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本件取引は、当社の支配株主（親会社）であるソフトバンクとの取引となり、当社にとって支配株主との取引等に該当します。なお、平成 22 年 6 月 30 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の親会社はソフトバンク株式会社であります。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定めており、公正かつ適正な取引の維持に努めております。」

本件取引に関しては、当社は、上記指針のもと、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断により本日決議いたしました。また、本日の取締役会の決議に先立ち、平成 23 年 1 月 24 日付で第三者である株式会社プルータス・コンサルティングより、本件取引における優先株式および新株予約権の譲渡価格は財務的見地から不合理なものではなく、少数株主にとって不利益となる価格ではない旨の意見をj得ているほか、平成 23 年 1 月 25 日付で支配株主との間に利害関係を有しない若槻哲太郎弁護士より、本件取引における当社での検討方法や交渉過程等を確認したところ、本件取引は当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見をj得ております。

以 上